日医発第969号(健Ⅱ)
令和４年８月２４日

都道府県医師会長　殿

日本医師会会長
松　本　吉　郎
（公印省略）

令和４年度「自殺予防週間」における啓発活動等の推進について

自殺対策基本法（平成18年法律第85号）におきましては、９月10日から９月16日の一週間を「自殺予防週間」と位置づけ、国及び地方公共団体は、啓発活動を広く展開するとともに、事業実施に努めるよう規定されているところです。

また、自殺総合対策大綱（平成29年７月25日閣議決定）では、国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して「いのち支える自殺対策」という理念のもと啓発活動を推進し、併せて、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することと定められていることから、今般、本会に対しても協賛の協力と啓発活動等の推進について依頼がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会等への本週間の周知、協力方ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、「厚生労働省令和４年度『自殺予防週間』ポスター」（別添見本）につきましては、日本医師会雑誌（令和４年９月号）に同封し、会員へ配布いたします。

また、ポスター等自殺対策の取り組みに関する情報につきましては、以下の厚労省ホームページに掲載されておりますことを申し添えます。

【厚生労働省URL】

○　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/r4_torikumi.html

参自発 0623 第 1 号
令和 4 年 6 月 23 日

公益社団法人日本医師会会長　様

厚生労働省大臣官房参事官（自殺対策担当）

令和４年度「自殺予防週間」に対する協賛及び
啓発活動等の推進について（依頼）

自殺対策の推進につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「自殺対策基本法」（平成 18 年法律第 85 号）第７条第２項において、９月 10 日から９月 16 日の１週間は「自殺予防週間」と位置づけられています。また、同条第３項に基づき、国及び地方公共団体は、この期間に啓発活動を広く展開するとともに、それにふさわしい事業を実施するよう努めるものとされています。

あわせて、「自殺総合対策大綱」（平成 29 年７月 25 日閣議決定）において、自殺予防週間には国、地方公共団体、関係団体及び民間団体等が連携して『いのち支える自殺対策』という理念を前面に打ち出した啓発活動を推進すること、また、啓発活動によって援助を求めるに至った悩みを抱えた人が必要な支援を受けられるよう、支援策を重点的に実施することとされています。

これらの趣旨を踏まえ、厚生労働省では関係省庁、地方公共団体、関係団体及び民間団体等とともに、支援策及び啓発活動を強力に推進することとしており、特に長期休暇明けには 10 代の自殺リスクが高まることから、自殺予防週間に先駆けて長期休暇期間中から啓発活動を行っていくこととしています。

ついては、貴団体におかれても、自殺予防週間に向けて各種相談支援及び啓発事業等に積極的に取り組んでいただくとともに、貴管内の支部及び関係者の方々等に自殺予防週間に向けた取り組みを呼びかけていただくようお願いいたします。あわせて、下記についてご協力をお願いいたします。

記

１　広報ポスターの掲示及び広報動画の活用について

今年度も引き続き、啓発活動の一環として自殺予防週間に関する広報ポスターを作成いたしますので、掲示のご協力をお願いいたします。

ポスターは、８月上旬を目途にお送りする予定ですが、夏季休暇の時期も考慮し、自殺予防週間を迎える前（８月中）から掲示いただくことが効果的と考えるので、準備が整い次第、早めに掲示いただくようお願い致します。

併せて、自殺予防週間に関する広報動画も作成しますので、ＳＮＳ等での情報発信や貴会員等への周知につきましても協力をお願い致します。

２　自殺予防週間に実施する取組の登録について

貴団体が令和４年度「自殺予防週間」にあわせて実施する取組がありましたら、別添「登録様式」により７月 25 日（月）までにメールにて登録をお願いいたします。

なお、登録いただいた取組については今後実施する各種会議や記者発表等の場で取組事例一覧として配布するほか、厚生労働省ホームページ等での公開を予定しております。

＜登録いただく際にご留意いただきたい点＞

（１）自殺予防週間に向けて、貴団体が主体で実施される取組の登録をお願いいたします。（通年で実施されている取組については登録不要です。）

（２）複数の出先機関等が共同で実施される場合は、以下のようにまとめて記載をお願いいたします。

（記載例）

事業名　自殺予防週間における全国一斉相談会

概　要　各地で様々な困りごとに対する無料相談会を実施

（実施箇所：全国 47 箇所の地方■■局）

以上

【本件連絡先】
〒100-8916
東京都千代田区霞が関１－２－２　中央合同庁舎第５号館
厚生労働省　社会・援護局　総務課自殺対策推進室
電　　話：03-5253-1111（内線 2837）
担当者：山田、椎野、井上
E-mail：jisatsutaisaku@mhlw.go.jp

知らせてほしい、
心のSOS。

心がもやもやしたり、ざわついたら、

ひとりで悩(なや)まず伝(つた)えてほしい。

相談窓口(そうだんまどぐち)はこちら

まもろうよこころ 検索

いのち支える

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

JMA 日本医師会
Japan Medical Association

9月10日~9月16日は自殺予防週間です。